

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2. 技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 又は 更新償還率 ≤ 1.0
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整地等を有する地区においては10年、その他の地区においては7年を超えないこと

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。	次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること ・用水改良による冷害防止，干害防止，水管理の適正化などによる単収増 ・畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上 ・排水改良による乾田（畑）化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上 ・関連事業としてほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減 ・作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化
	②水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業用水を都市用水及び他種利用における転用可能な水量が確保される。 ・地域用水機能が発揮される。
	③健全な水循環の維持増進、農村地域の環境保全型資源循環の構築に資する。	受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されており、農業用排水施設における水質浄化施設の整備により、流域の水質保全が図られる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係市町村の同意が得られ、かつ受益者の大部分の同意が得られている。
	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥営農支援体制が整備されている。 営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	⑦農業振興計画等に位置づけられた作物が導入される計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・市町村等が作成する農業振興計画等に位置づけられた作物の導入が図られる計画となっている。 ・野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物の導入が図られる計画となっている。
	⑧国営事業等関連する他の公共事業との関連で緊急性が高い。 国営事業等他の公共事業と連携を取るため早急に事業を実施する必要がある、また、それら事業との調整が図られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑨老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・老朽化等により通水阻害等機能低下が生じており、農業被害が発生している。または、その恐れがある。 ・施設が未整備であるため、農業被害が発生している。 ・老朽化等により災害の危険性があり、早急に施設の整備を行う必要がある。 ・ここ数年の維持管理費が、以前と比較し増大している。
	⑩地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する議決が得られている。 ・地域用水対策協議会が設立されている。
	⑪高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	⑫都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	⑬その他農業農村に関する施策との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 地方公共団体が策定する農村振興基本計画に基づき、農村振興の目標を達成するため、本事業の実施が必要とされていること
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 関係法令（道路構造令、河川管理施設等構造令、建築法、農地法、都市計法等）、諸基準（例えば、土地改良事業設計基準）等に適合していること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること ・ 貨幣換算可能な効果については、費用便益比が 1.0 以上であること ・ その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること ・ 施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと ・ 所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること （農村振興地域情報基盤整備事業及び農村新興都市交流基盤整備事業のうち生産緑地地区において行うものは対象外。「一」とする。）
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・ 採択に係る事業の工期が6年を超えないこと
7. 維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・ 事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること ・ 事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農業生産性の向上が図られる。	・ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	②農業生産活動条件の改善が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。 ・高度情報通信基盤の整備による地方公共団体、土地改良区等のネットワークの構築が推進され、生産出荷の管理調整等による効率化が図られる。
	③地域の生活環境の向上が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した整備により魅力のある地域環境が形成される。 ・農村地域の歴史的な農業水利施設や伝統的な農村景観の保全が図られる。 ・バリアフリー化や在宅福祉の支援など高齢者・障害者が安全に安心して生活ができる環境の向上が図られる。 ・宅地の供給や集落農園、緑地等の居住環境を整備し農村居住者及び農村部への UJI ターン者の定住環境の向上が図られる。 ・農村地域の、農産廃棄物、生ごみ、農業集落排水汚泥等が適正に処理されて農村環境の保全が図られる。 ・高度情報通信基盤の整備により地域情報の集積・共有・利活用により地域の活性化が図られる。 ・農村地域の、集落内交通の確保及び集落内の雨水、汚水の排除、飲用水の確保、地域防災の確保等の基礎的な生活環境の向上が図られる。
	④地域の雇用創出が見込まれる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・用地、連絡道等の基盤整備を通じて、地域特性を活かした産業の新たな展開が見込まれる。 ・都市との交流が促進され、地域生産物の販売の増加等により地域経済の拡大が見込まれる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他の事業等で発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③用地取得等に係る権利関係が調整されている。 ・必要となる用地に係る権利（所有権、抵当権等）の同意が得られることが確実なこと。
	④地域住民が参加した計画づくりが行われている。 ・集落懇談会の開催及びワークショップによる住民点検、整備手法の検討等により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。
	⑤本事業に関連し、男女共同参画の促進に資するための取り組みをしている。 ・事業の計画段階において男女の意見が平等に反映されるよう、事業推進協議会等に女性を集落の代表として参加させるなど、男女共同参画への取り組みが行われていること。
	⑥事業関係者、関係機関との協議、調整が図られている。 ・施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	⑦住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている、又は、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）、及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等）による保全が、地域住民の主体的参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。 ・整備された施設を活用し、ビオトープを利用した環境教育、伝統的水利施設を活用した生涯学習等が行われる計画となっていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑧農業生産基盤の整備が相当程度進んでいるか、または、その見込みがある地域である。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に調っている、又は当該事業により達成可能であること。 ・当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。
	⑨地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会等が設立されていること。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・地域づくり活動を行う地域づくり活動員の養成やボランティア団体（NPO等）が設立されている又は設立される見込みであること。
	⑩都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に整備される施設等が位置づけられている。	同左
	⑪緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・災害等への対応を早期に図る必要があること。 ・他の事業との連携を図るため、早急に事業を実施する必要があること。 ・施設機能の低下により破損等の状況が著しく、早急に整備する必要があること。
	⑫むらづくり維新対策として実施される。	むらづくり基盤整備事業（コア事業）として実施されること。
	⑬情報基盤整備を進める上で条件が不利である。	高速インターネットサービスの点で地理的格差条件が不利であること。 （地域情報基盤整備を選択していない場合は対象外。「－」とする。）

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域にあるバイオマスで未利用または低利用であるものが多く存在し、今後、地域で発生するバイオマスの利活用の推進を図るため、当該事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	次の項目の全てに該当すること ・バイオマスの利用技術手法について実証又は実施事例が存在していること。 ・利活用施設の設置が地形、地質等から見て技術的に可能であること。 ・関係法令、基準等に適合していること
3. 環境との調和に配慮していること。	事業の実施において、水質、土壌等に係る関係法令、基準等に遵守していること。
4. 事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
5. 維持管理について同意がされていること。	維持管理方法等について、施設の予定管理者と運営管理の方法等が十分検討されていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域における循環型社会の構築が図られる。 次の項目のすべてに該当すること。 ・現在、廃棄物として処理または放置されているバイオマスが施設を整備することにより利活用されること。 ・農業者や地域住民によりバイオマスの利活用に関する取組が継続して行われることが見込まれること。
	②農山漁村の活性化が図られる。 次のいずれかに該当すること。 ・新技術の導入により見学者等の来訪者数の増加が見込めること。 ・地域で発生するバイオマスが有効利用されることにより、地域住民等のバイオマスの利活用に関する意識の向上が見込まれること。 ・バイオマスの利活用により地域の雇用増化が見込まれること。
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減に配慮した計画となっている。 他事業により発生した資材（建設副産物等）等を有効活用するなどコスト縮減を図る計画になっていること。
	②事業の経済性、効率性が十分確保されている。 次の項目のすべてに該当すること。 ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。 ・施設の規模・位置が、施設の利活用計画等からみて、妥当なものとなっている。
	③バイオマスの供給量や収集範囲が把握されている。 バイオマスを発生させる耕種農家、畜産農家等と施設にバイオマスを安定的に供給するための合意がなされていること。また、そのバイオマスを発生する耕種農家及び畜産農家等のバイオマスの収集範囲が明確であること。
	④バイオマスエネルギー及び製品の利活用先が決まっている。 農地還元するバイオマス製品において、還元する農地の利用者等と製品内容、還元量及び利用方法に関する合意が得られていること。また、その他のエネルギー・製品については、その利用者が定まってお合意が得られていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑤関係都道府県や市町村が策定する農業振興等に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興等計画と整合が図られている、または、市町村等地域の農業振興等の計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	⑥事業関係者、関係機関と協議・調整が図られている。	同左
	⑦用地取得に係る権利関係が調整されている。	施設の用地取得において、地域住民等と用地に係る権利（所有権、抵当権等）に係る同意がえられている。また、その見込みがある。
	⑧地元の事業推進体制が整備されている。	円滑に事業を推進するための協議会等が設立されている。
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。